

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する公示（組合）

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、中央区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数二十トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号の事業協同組合、同条第一の二号の事業共同小組合、同条第三号の協同組合連合会及び同条第四号の企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第七号の協業組合、同条第八号の商工組合及び同条第九号の商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について別紙のように定めました。

平成二十七年四月一日

中央区長 矢 田 美 英